

横浜市立大学附属病院看護職員宿舎管理業務仕様書

1 履行場所

横浜市金沢区柴町 379-1

公立大学法人横浜市立大学附属病院看護職員宿舎

2 履行期間

令和4年4月1日より令和7年3月31日（3年間）

3 業務目的

来寮者の対応及び看護職員の安全確保並びに関連機関への連絡調整

4 対象範囲

公立大学法人横浜市立大学附属病院看護職員宿舎全域及び外周

5 業務体制

（1）勤務時間

午前8時から翌朝8時まで 24時間（交代制勤務可）

（2）勤務人員

1名の常駐とする（※繁忙期は別途人数を要する）

6 資格条件

50室以上ある職員宿舎または学生宿舎の管理業務委託について、過去5年のうち、1年以上連續して宿舎を管理した実績を有する事業者

7 業務内容（詳細は別添「看護職員宿舎管理業務マニュアル」参照）

- （1）清掃委託業者、植栽委託業者等の出入り業者に関すること。
- （2）来寮者の対応（検針時の立ち会い等）に関すること。
- （3）入寮者及び退寮者への対応に関すること。
- （4）宿舎に設置されている赤外線センサー及び防災盤の警報監視に関すること。
- （5）非常警報発報時の市大病院への緊急連絡、調整に関すること。
- （6）文書等の収受、整理、掲示に関すること。
- （7）ゴミ収集・資源回収・粗大ゴミ等の集積場の管理に関すること。
- （8）空室発生時の点検及び空室の通風換気に関すること。
- （9）従事者（管理人）の労務を適正に管理すること。
- （10）その他看護職員宿舎の管理運営に関すること。

8 その他

- (1) 業務の内容その他について疑義が生じた時は、委託者と十分協議し、円満に解決すること。
- (2) 業務上知り得た情報その他の守秘義務を負うこと。
- (3) 本業務の受託事業者に変更が生じた場合、円滑な業務の引継ぎにあたり、1ヶ月以上の十分な期間をもって誠意を持って真摯に取り組むものとする。